



議案第二号

三朝町総合運動施設新設工事請負契約の締結についての議決の  
一部変更について

次のとおり三朝町総合運動施設新設工事請負契約の締結についての議決（昭和五十五年七月二十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年一月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年一月十四日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

五 工事完成期限内「昭和五十六年一月二十五日」を「昭和五十六年三月二十五日」に  
改める。